

船舶事故調査報告書

令和6年1月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和5年6月30日 06時10分ごろ
発生場所	福井県越前町玉川漁港南南西方沖 越前岬灯台から真方位171° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯35° 57.8′ 東経135° 57.9′）
事故の概要	漁船勢至丸は、たこかご漁の作業中、転覆した。 勢至丸は、乗組員が死亡し、ウインチの脱落等を生じた。
事故調査の経過	令和5年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 勢至丸、0.4トン FK3-12006（漁船登録番号）、個人所有 5.15m（Lr）×1.60m×0.61m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、不明
乗組員等に関する情報	船長 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月14日 免許証交付日 令和2年2月3日 （令和7年3月29日まで有効） 乗組員 80歳
死傷者等	死亡 1人（乗組員）
損傷	ウインチが脱落、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、水温 約23℃
事故の経過	本船は、和船型の船外機船で、船長ほか1人が乗り組み、たこかご漁を行う目的で、令和5年6月30日04時50分ごろ越前町越前漁港を出航した。 船長及び乗組員は、玉川漁港南南西方沖において、3日前に仕掛けたたこかごを引き揚げた後、再度同じ場所付近にたこかごを投入することとした。 船長は、船尾部で船外機を前進にして操船し、乗組員は、右舷船首部から餌を入れたたこかごを投入し、たこかご索の末端に結ばれてい

る浮きの付いた旗を投入後、たこかご索が船外機のプロペラに絡まった。

船長は、船外機を停止してチルトアップし、左舷船尾部から海上に上半身を乗り出して、たこかご索を包丁で切ろうとしたが切れずにいたところ、乗組員がその様子を見ようと左舷船尾部に移動した際、船体が左舷船尾側に傾斜して船内に波が打ち込み、本船は、06時10分ごろ左舷船尾部から海中に没して転覆した。(写真1参照)



写真1 転覆直前の船長及び乗組員の体勢(再現)

船長及び乗組員は、船外に投げ出されて落水した後、本船から潮流によって離されたので、本船に向かって泳いだところ、船長は本船にたどり着いて船底に這い上がる事ができたが、乗組員は本船から更に離されていった。

船長の家族は、出航前に船長から遅くても08時までには帰宅すると聞いていたが、08時30分ごろになっても帰航せず、知人に陸上から本船を捜してもらったが発見できなかったので、僚船船長に船を出して捜してもらおうよう依頼した。

僚船船長は、09時ごろに出航し、10時ごろ玉川漁港南南西方沖において転覆した本船及び船底に上がっていた船長を発見した。

僚船船長は、船長を僚船に移乗させ、自身の家族に本事故の発生を連絡するとともに玉川漁港に入航することとし、知人に同漁港に車を手配するよう依頼した。

僚船船長の家族は、船長が所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、10時15分ごろ同漁業協同組合の職員が海上保安庁に通報した。

船長は、玉川漁港に入航後、僚船船長の別の知人が運転する車で診療所に行って受診したが、異常は認められなかった。

乗組員は、海上保安庁及び僚船による捜索が行われたが、行方不明となり、7月3日07時04分ごろ石川県かほく市の砂浜で釣り人により発見された。

	<p>乗組員は、医師により死因が短時間での溺水による窒息、死亡推定日時が6月30日06時15分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のたこかご漁の仕掛けは、たこかご索の中央部に約20m間隔でたこかご35個とその両側におもりの石を取り付け、たこかご索の両端を浮きの付いた旗に結び付けて、たこかごを海底に沈めておくものであった。(図1参照)</p> <div data-bbox="558 492 1372 952" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 本船のたこかご漁の仕掛け (イメージ)</p> <p>本船の船尾部のブルワークは、甲板からの高さが約20cm、海面からの高さが約45cmであった。</p> <p>船長の体重は約62kg、乗組員の体重は約85～90kgであった。</p> <p>船長は、左舷船尾部から海上に上半身を乗り出していた際に乗組員が左舷船尾部に移動したので、本船の重心が左舷船尾部に偏って傾斜し、ブルワークを越える波が船内に打ち込んで転覆してしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び乗組員は、いずれも救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を所持しておらず、乗組員は、発見された際、防水型の携帯電話を身に着けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、玉川漁港南南西方沖において、たこかご漁の操業中、船外機のプロペラにたこかご索が絡まり、船長が船外機をチルトアップして左舷船尾部から海上に上半身を乗り出し同索を切ろうとしていた際、乗組員が船首部から左舷船尾部に移動して本船の重心が左舷船尾部に偏ったことから、船体が左舷船尾側に傾斜してブルワークを越える波が打ち込んで転覆したものと考えられる。</p>

	<p>乗組員は、船長がたこかご索を包丁で切ろうとしたが切れなかったことから、その様子を見ようと左舷船尾部に移動したものと考えられる。</p> <p>乗組員の死因は、短時間での溺水による窒息であった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、玉川漁港南南西方沖において、たこかご漁の操業中、船外機のプロペラにたこかご索が絡まり、船長が船外機をチルトアップして左舷船尾部から海上に上半身を乗り出し同索を切ろうとしていた際、乗組員が船首部から左舷船尾部に移動して本船の重心が左舷船尾部に偏ったため、船体が左舷船尾側に傾斜してブルワークを越える波が打ち込んで転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、船体のバランスを考慮して一定の場所に重心が偏らないよう注意すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

